

重要事項説明書

(介護保険)

利用者：_____様

事業者：仙台北訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書 [令和7年4月1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：仙台北訪問看護ステーション TEL：022-275-0511
担当 中島 ふみ 重要事項説明者 中島 ふみ

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

仙台市健康福祉局介護事業支援課 居宅サービス指導係

電話 022-214-8192 FAX 022-214-4443

2 事業所名 仙台北訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	仙台北訪問看護ステーション
所在地	宮城県仙台市青葉区三条町16-12 センリーフ301
介護保険指定番号	訪問看護 (0465190031 号)
サービス提供地域	仙台市 詳細地区は別紙記載 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

(2) 営業時間

月～金 土	午前9:00～午後17:00 午前9:00～午後12:30
(日・祝祭日・夏季8/14～16日・年末年始12/30～1/3日は休み)	

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
看護師	看護師	4名	2名	6名
理学療法士	理学療法士	2名	名	2名
事務員	医療事務	1名		1名
合計				10名

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

要介護状態と認定された利用者様に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。

<運営の方針>

24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。^

4 利用料金

(1) 訪問看護利用料

訪問看護の内容	所要時間	基本料金 1割	基本料金 2割	基本料金 3割
I-1	20分未満	327円	654円	982円
I-2	30分未満	491円	982円	1472円
I-3	30分以上 1時間未満	858円	1715円	2573円
I-4	1時間以上 1時間30分未満	1172円	2345円	3526円
I-5	訪問リハ20分	306円	613円	919円
	訪問リハ40分	613円	1225円	1838円
	訪問リハ60分	825円	1657円	2485円

夜間（午後6時～午後10時まで）早朝（午前6時～午前8時まで）の訪問は25/100の加算
深夜（午後10時～午前6時まで）の訪問は50/100の加算が着きます。

(2) 予防訪問看護利用料

訪問看護の内容	所要時間	基本料金 1割	基本料金 2割	基本料金 3割
I-1	20分未満	314円	629円	947円
I-2	30分未満	470円	940円	1410円
I-3	30分以上 1時間未満	827円	1655円	2482円
I-4	1時間以上 1時間30分未満	1136円	2272円	3707円
I-5	訪問リハ20分	296円	592円	888円
	訪問リハ40分	592円	1184円	1776円
	訪問リハ60分	444円	888円	1332円

夜間（午後6時～午後10時まで）早朝（午前6時～午前8時まで）の訪問は25/100の加算
深夜（午後10時～午前6時まで）の訪問は50/100の加算

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(3) 訪問看護

訪問看護の内容	所要時間	基本料金	夜間・早朝料金 (25/100 加算)	深夜料金 (50/100 加算)
保険適用外	20分未満	3272円	4095円	4908円
	30分未満	4908円	6137円	7367円
	30分以上 1時間未満	8576円	10722円	17631円
	1時間以上 1時間30分未満	11754円	14692円	17631円

夜間（午後6時から午後10時まで）早朝（午前6時から午前8時まで）

深夜（午後10時から午前6時まで）

(4) 予防訪問看護

訪問看護の内容	所要時間	基本料金	夜間・早朝料金 (25/100 加算)	深夜料金 (50/100 加算)
保険適用外	20分未満	3147円	3934円	4721円
	30分未満	4689円	5861円	7034円
	30分以上 1時間未満	8253円	10316円	12380円
	1時間以上			
	1時間30分未満	11327円	14159円	16991円

夜間（午後6時から午後10時まで）早朝（午前6時から午前8時まで）

深夜（午後10時から午前6時まで）

○その他のサービスの加算料金

項目	基本料金	内容
特別管理加算（1月につき）	(I) 521円 (II) 261円	特別な管理を要する利用者様に、計画的に管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定する
緊急時訪問看護加算（1月につき）	625円	利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回算定する
ターミナルケア加算（死亡月）	2,605円	在宅で死亡した利用者様に対し、死亡日・死亡前2週間以内に2回以上ターミナルケアを行ったときに、死亡月に1回算定する
サービス提供体制強化加算	1回7円	勤続年数が3年以上のものが全体の三割を超える看護師等ごとに研修計画を作成し研修を受けサービス提供に当たって技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること
複数名訪問（介護予防含む）加算	30分未満 265円 30分以上 419円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に（介護予防）訪問看護を行ったときに加算する。

看護体制強化加算	208 円	要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、緊急訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算のいずれについても一定割合以上の実績がある場合加算する。
長時間訪問看護（介護予防含む）加算	313 円	指定訪問看護で特別な管理をする利用者で、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行つて、通算 1 時間 30 分以上となる時 1 回につき 300 単位加算する。
退院時共同指導加算	625 円	病院・診療所または介護老人保健施設に入院中または入所中の者に対して主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合加算する
初回加算	(I) 364 円 (II) 313 円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供了の場合に加算する
看護・介護職員連携強化加算	261 円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る作成や訪問介護医員に対する助言等の支援を行つた場合加算する

1ヶ月の利用料の目安

（例）60 分未満の訪問を週 1 回（月 4 回）

$$858 \text{ 円} \times 4 = 3432$$

$$\text{サービス提供強化加算 } 7 \text{ 円} \times 4 = 28 \text{ 円}$$

$$3432 + 28 = 3460 \text{ 円} \quad \text{その他の加算などがプラスされた金額になります}$$

交通費

通常介護保険利用の場合無料ですが、運営規定で定めた場所以外の訪問地の場合は実費を頂く場合があります

キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

（連絡先：仙台北訪問看護ステーション TEL022-275-0511）

① ご利用日の前営業日の 15 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の 15 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 10 %

料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 5 日までに当月分の料金を請求いたしますので、15日ごろまでにあらかじめ指定の方法でお支払いください

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することができます。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・理学療法士が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーション）の情報を看護職員と理学療法士が共有し、連携を図ります。
- ・DV、セクハラ、パワハラ、飲酒（泥酔）、喫煙など訪問看護を提供できないと判断した場合は中止させていただきます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		
連絡方法		

緊急時訪問看護加算に加入され場合の連絡先

電話番号

【事業所の概要】

事業所名 医療法人社団 千葉クリニック
仙台北訪問看護ステーション
所在地 宮城県仙台市青葉区三条町16-12 センリーフ ST301
代表者 千葉 純治
管理者 中島 ふみ

【事業内容】

訪問看護事業

【事業者】

医療法人社団 千葉クリニック
仙台北訪問看護ステーション
理事長 千葉 純治 印
管理者 中島 ふみ

【事業所】 〒981-0935

宮城県仙台市青葉区三条町16-12 センリーフ ST301
(指定番号 0465190031)

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

署名代行事由 :

署名代行者氏名 _____ 印